

## 訪問リハビリテーション稜北 運営規定

### (事業の目的)

第1条 社会医療法人道南勤労者医療協会が開設する訪問リハビリテーション稜北が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、訪問リハビリテーションの理学療法士、作業療法士（以下「理学療法士等」という）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの必要を認めた利用者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 訪問リハビリテーションの理学療法士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、総合的な日常生活の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問リハビリテーション稜北
- (2) 所在地 函館市中道2丁目51番1号（函館稜北病院内）

### (職員の職種・員数及び職務内容（指定訪問リハビリテーションと指定介護予防訪問リハビリテーションを兼務）)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、訪問リハビリテーションの従事者の管理及び指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行なう。

- (2) 理学療法士等の人員

作業療法士 1以上名 言語聴覚士1名以上

理学療法士 1以上名

理学療法士等は、訪問リハビリ計画書及び訪問リハビリ報告書を作成し、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し、国民の祝日、及び12月30日から1月3日までは非営業日とする。

- (3) 営業時間 8時45分から17時までとする。

但し、土曜日は午前8時45分から12時30分までとする。

(訪問リハビリテーションの内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの内容については、次のとおりとする。

- (1) 病状、障害の観察
- (2) 食事、排泄、入浴等日常生活の評価と指導
- (3) 機能回復訓練、日常生活動作訓練
- (4) 認知症利用者等の生活指導
- (5) 療養生活や介護方法の指導
- (6) その他、医師の指示によるリハビリテーション

(利用料等)

第7条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料は、厚生大臣が定める基準による。当該指定訪問リハビリテーション及び当該指定介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その1割、2割および3割の額とする。

- 2 通常の事業の実施地域を越えて行なう指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。
- 3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、函館市（旧戸井町・旧恵山町・旧榎法華村・旧南茅部町を除く）と、北斗市及び七飯町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 理学療法士等は、訪問リハビリテーションを行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて救急手当てを行なうとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行なうこととする。

- 2 理学療法士等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第10条 訪問リハビリテーションは、理学等の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 当事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

(事故発生時の対応)

第11条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第12条 当事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次に業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練
  - 二 消防設備、施設等の点検及び整備
  - 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 2 当事業者は、地震・風水害等に対し、防災計画を作成するとともに、計画に基づき次の業務を実施する。
- 一 避難訓練の実施

(苦情処理)

第13条 管理者は、提供した指定通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(ハラスメントの対応)

第15条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場におけるハラスメントや、利用者又はその家族からのハラスメントにより、就業環境が害される事や、サービスの質の低下、信頼関係の悪化を防止するため措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第16条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため 次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の対応)

第17条 当事業所の従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこととする。

- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(衛生管理)

第 18 条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備 及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

附則	平成 22 年	4 月	1 日	から施行する。
	平成 22 年	6 月	1 日	一部変更する。
	平成 22 年	11 月	1 日	一部変更する。
	平成 23 年	5 月	10 日	一部変更する。
	平成 24 年	4 月	1 日	一部変更する。
	平成 27 年	4 月	1 日	一部変更する。
	平成 28 年	5 月	9 日	一部変更する。
	平成 29 年	6 月	1 日	一部変更する。
	平成 29 年	7 月	31 日	一部変更する。
	令和 3 年	6 月	1 日	一部変更する。
	令和 4 年	7 月	25 日	一部変更する。
	令和 6 年	6 月	1 日	一部変更する。
	令和 6 年	9 月	18 日	一部変更する。